

平成30年度 実地指導における主な指摘事項

①地域密着型サービス ②居宅介護支援

名護市介護長寿課
介護保険料係

平成31年3月13日

平成30年度 名護市介護保険施設等集団指導¹

実地指導の目的

事業所において介護保険サービスを提供した場合、その対価として受け取る介護報酬は、**利用者負担**(原則として1～3割)と、その残りは介護保険料・税金といった**公費**で成り立っており、介護サービスは公的な使命を持つサービスです。



よって、介護サービスの担い手である事業者は、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、介護保険法をはじめとした**各種関係法令等を遵守しなければなりません。**

また行政においても、介護保険法に規定された指導(実地指導・集団指導)及び調査権限を行使し、問題がある場合には行政上の措置を講じて改善を求めたり、虐待や不正請求等が認められるといった悪質な事業者を処分したりすることにより、介護保険事業の適正な運営を図ることを目的としています。

①地域密着型サービス 【P3～P14】

- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

3

通所介護計画書の作成について

- ・更新申請に伴う要介護認定で状態が悪化している利用者に対し、通所介護計画書の具体的な見直しを行っていない。
- ・通所介護計画の目標期間が設定されておらず、目標に対する達成状況が不明瞭である。
- ・通所介護計画書の目標設定が具体的でないため、個々の心身の状況に応じたサービス内容となっていない。
- ・通所介護計画書の短期目標・長期目標の期間と、モニタリングによる評価期間の整合性が図られていない。
- ・通所介護計画書の記載事項である利用者又は家族が同意したことを示す日付欄が、予め日付が印字されている。
- ・通所介護計画書の作成及び利用者又は家族への説明について、管理者以外の従業者で行われている。

4

- ・通所介護計画書に、作成者及び利用者又は家族に対しての説明者氏名欄がない。
- ・通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明と同意を得た日が、初回サービス導入後となっている。
- ・全ての利用者における課題分析及び計画書の作成日、利用者又はその家族に対し計画の説明及び同意を得た日付が同日の記載となっている。

5

運営推進会議について

- ・運営推進会議の設置及び開催が行われていない。
- ⇒事業者は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、同会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

非常災害対策について

- ・非常災害対策としての定期的な避難訓練等が行われていない。
 - ・非常災害に関する具体的な計画(防災マニュアル等)が確認できない。
 - ・法人としてのマニュアルは作成されているが、内容が現状と異なっている。
- ⇒事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

6

研修の機会の確保について

- ・外部研修の参加は実施されているが、事業所内部研修を行っていない。
- ・研修の計画等が確認できない。
- ・「運営基準上に義務付けられている研修等」の実施が確認できない。

⇒事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないことから、年間研修計画等を定め、実施しなければなりません。

運営規程・重要事項説明書について

- ・「延長サービス」についての記載があるが、サービス提供時間が7時間以上8時間未満とされているため、延長サービス実施の要件を満たしていない。
- ・サービス名称、従業員の勤務体制、通常の事業の実施地域、利用料金等の文言の誤りや記載不足等、事業所の現状と異なっている。
- ・運営規程の記載内容にある記録の保存年限が2年間とされている。→ 名護市条例にて5年と設定。

7

サービスの質の評価について

- ・自己評価の取り組みが確認できない。
- ・利用者及び利用者の家族に対して年1回のアンケートを実施しているが、回答を回収しておらず、結果内容が確認できない。

⇒事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。利用者及びご家族からのアンケート聴取や従業員等による自らの業務に係る自己評価を実施するなど、事業所全体のサービスの質の向上のためにも、定期的な自己評価に取り組まなければなりません。

8

加算・減算について①

＜個別機能訓練加算Ⅰ＞

- ・理学療法士等の配置のない日に、当該加算を算定している利用者がいる。
- ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した記録が確認できない。

＜個別機能訓練加算Ⅱ＞

- ・居宅サービス計画に位置付けられている個別機能訓練加算Ⅱについて、短期目標やサービス内容が身体機能の向上に係るものとなっており、生活機能に対しての具体的な目標設定となっていない。

＜運動器機能向上加算＞

- ・運動器機能向上サービスを実施した記録が確認できない。

＜認知症専門ケア加算＞

- ・認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱb」の利用者に対し、算定している。

9

加算・減算について②

＜看取り介護加算＞

- ・看取りに関する職員研修が、職員研修計画に位置付けられていない。
- ・サービス担当者会議等に、医師や訪問看護師等の参加が確認できず、利用者の介護に係る計画について、利用者又はその家族への説明及び同意を得ていることが確認できない。

＜身体拘束廃止未実施減算＞

- ・身体拘束等の適正化のための検討委員会及び介護職員その他従業者に対しての定期的な研修等の開催が確認できない。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

10

その他①

＜設備及び備品、掲示等＞

- ・事業所の消火設備について、定期的な点検がされていない。
- ・掲示されている重要事項等の内容が、現在の事業所の状況と異なった情報である。

＜居宅サービス計画に沿ったサービスの提供＞

- ・居宅サービス計画にサービスの位置付けがない日に、サービス提供を受けている利用者がいる。

＜利用料等の受領＞

- ・利用者から別途料金を徴収して介護保険外サービスを提供しているが、規程等が定められていない。
- ・法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供しているが、利用者から利用料を受領していない。
- ・食事代金及びその他費用に係る領収証が交付されていない。
- ・指定福祉用具の貸与を、利用者の費用負担によって提供している。（利用サービスによっては事業所側が準備する。）

＜サービス所要時間による区分の取扱い＞

- ・利用者の病院受診や外出により、サービスが提供されていない時間帯も含めて介護保険給付の請求が行われている。

11

その他②

＜衛生管理等＞

- ・従業者における定期的な健康診断を行っていない、又は受診結果が管理されていない。
- ・過去に感染症の発生事例があった後、マニュアルの見直しがされていない。

＜代表者に必要な研修＞

- ・代表者が代わり、「認知症対応型サービス事業開設者研修」の修了者の配置がない状況である。

＜勤務体制の確保等＞

- ・他事業所との連携により看護職員を配置しているサービス提供日に、従事した勤務時間の記録がない。
- ・雇用契約（労働条件）による従事すべき職種（業務内容）と、現に従事している職種に相違がある。
- ・従業者の勤務表が作成されていない月がある。
- ・従業者の出退勤時間が記録されておらず、勤務実態が確認できない。

＜苦情処理、事故発生時の対応＞

- ・苦情処理マニュアル、事故発生時マニュアル、緊急時マニュアルの整備等がされていない。

12

その他③

＜施設の入所に係る取扱い＞

- ・入所に関する検討のための委員会（入所判定会議）が適切に行われていない。

＜介護職員等による喀痰吸引等＞

- ・喀痰吸引等業務に係る研修の受講が確認できない。

＜その他＞

- ・通所サービス提供時間中において、訪問看護や主治の医師による往診等の医療行為が行われている。
- ・同法人が運営している有料老人ホームの案内の入居条件に、「同法人の指定地域密着型通所介護事業所を利用すること」と思わせる記載内容がある。
- ・介護職員処遇改善加算における改善の方法等について従業者への周知がされていない。

13

根拠法令等

- 名護市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成25年3月26日条例第8号）
- 旧指定介護予防サービス等基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準の制定に伴う
実施上の留意事項について
（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
- 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日老高発1212第1号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）
（平成23年11月11日社援発1111第1号）
- 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて
（平成22年4月1日老高発0401第1厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

14

②居宅介護支援 【P15～P23】

15

課題分析(アセスメント)の実施について

・アセスメントの実施に係る適切な分析方法として定められた課題分析標準項目を満たす記録がなく、適切なアセスメントの実施が確認できない。

⇒居宅サービス計画の新規作成、変更の際には、適切な方法によりアセスメントを実施し、その記録については、課題分析標準項目を具備するよう留意しなければなりません。

モニタリングの実施について

・利用者の居宅への訪問、面接及びモニタリングの結果の記録が確認できない。

⇒利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、居宅サービス計画の実施状況及び利用者の状況等を把握し、適切に記録しなければなりません。

16

記録の整備について

・居宅サービス計画書等の保管やモニタリング及び評価に関する記録等が乱雑で、書類の作成や交付、サービス提供の有無等について確認できない。

⇒利用者又はその家族から申出があった際には、速やかに書類を提出できるよう記録等の整備、適切な保管をしなければなりません。

担当者に対する個別サービス計画の提出依頼について

⇒サービス提供事業者等に対し、担当する利用者の訪問介護計画等の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認を行わなければなりません。

17

主治の医師等の意見等について

⇒医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては、その必要性を認めたものに限られるものであることから、主治の医師等の指示があることを確認し、意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については主治の医師等に交付しなければなりません。

運営規程・重要事項説明書について

- ・「通常の事業の実施地域」について内容が異なっている。
- ・「利用者から介護支援専門員に対して、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能」である旨の文言がない。

18

サービスの質の評価について

・質の評価の取り組みが確認できない。

⇒事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。利用者及びご家族からのアンケート聴取や従業者等による自らの業務に係る自己評価を実施するなど、事業所全体のサービスの質の向上のためにも、定期的なサービスの質についての評価に取り組まなければなりません。

苦情処理の体制について

・苦情に関する記録等は確認できるが、事業所としての苦情処理体制(対応マニュアル等)が整備されていない。

⇒事業者は、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、苦情処理の体制及び手順等を利用者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しなければなりません。

19

事故発生時の対応について

・事故発生時の措置(対応方法等)が明文化されておらず、事業所として整備されていない。

⇒事業所の実態に即した対応方法等を整備し、従業者へ十分周知するとともに、定期的に見直しを図らなければなりません。

勤務体制の管理について

・出勤簿の記録による勤務状況と、業務記録(ミーティング記録等)の内容に相違がある。

⇒事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかねばならず、勤務状況、業務の実施状況等は、管理者の責務として、管理者が一元的に管理しなければなりません。

20

掲示について

・事業所内に掲示されている重要事項説明書の内容が古い情報である。

⇒事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

短期入所サービスの長期利用について

・短期入所サービスの長期利用により減算の対象となっている、または認定期間の概ね半数を超えて短期入所サービスを利用されている居宅サービスが多く見られる。

⇒利用者について、その有する能力、抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握した上で、自立した日常生活が送れるよう適切なマネジメントを行わなければなりません。

21

入院時情報連携加算について

・医療機関等に提供した「必要な情報」が支援経過録に『医療情報提供』と記録されているが、実際に提供しているものが課題分析表である。

⇒「必要な情報」とは、具体的には入院日、心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況とされている。

また、情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録しなければなりません。

退院・退所加算(Ⅰ)口について

・カンファレンスに参加した際の記録は確認できるが、内容を利用者又は家族に提供した事実確認ができない。

⇒カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付することが必要です。

22

根拠法令等

- 名護市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年3月28日条例第4号)
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企発第22号)
- 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)